

# 山口県報

平成18年  
4月14日  
(金曜日)

## 目次

告示  
保安林の指定(森林整備課)……………一  
包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)……………二  
公告  
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………二  
換地処分の届出(農村整備課)……………二  
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………二  
選管告示  
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等……………三  
雑報  
県報の正誤(平成十八年三月三十一日山口県条例第三十六号)……………四



### 山口県告示第二百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成十八年四月十四日

山口県知事 二井 関 成

#### 一 保安林の所在場所

萩市大字佐々並字白口東大霜六五三、字奥白口七一三の七  
美祢郡秋芳町大字嘉万字山ノ奥五四六の一、五四八、五四九、五五〇の一、字深切

五五三、五五四の一、字蕎麦畑五七一の一、五七三の一、五七五、五七六

#### 二 指定の目的

水源のかん養

#### 三 指定施業要件

##### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおりとする。

一 保安林の所在場所  
萩市大字佐々並字西新茶屋一三二の一、一三三の一、大字下小川字中ノ谷西平二〇二七の二  
阿武郡阿武町大字木与字石佛一九八の二(次の図に示す部分に限る。)

#### 二 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿武郡阿武町大字木与字石佛一九八の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

阿武郡阿武町大字木与字石佛一九八の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成十八年四月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 包括外部監査契約の期間の始期

平成十八年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

森永 敏夫 光市上島田二丁目三番七号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
各月ごとの概算払



(二二四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成十八年五月三十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県宇部県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年三月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人地域ライフプラン研究会  
代 表 者 の 氏 名 河野 茂男  
主たる事務所の所在地 宇部市北琴芝一丁目六番一〇号

(二二五) 換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、周南市長穂東部地区（小原換地地区）の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成十八年四月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 換地処分をした年月日

平成十八年四月四日

二 換地処分をした権利者数  
十五人

(二二六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年四月十四日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市光井六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
光市島田二丁目二三番一〇号

株式会社ファノス

一 開発区域に含まれる地域の名称

柳井市伊陸字若宮及び字石ヶ坪

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
周南市新宿通五丁目六番三八号

有限会社中国土地



山口県選挙権者調査報告書(第二十七号)

当県選挙権者調査報告書(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第二項の規定により、平成十八年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために秘密を致し、又は支店やその他のびりびりなつた政治団体の組織を致し、次のとおりである。

平成十八年四月十四日

山口県選挙権者調査報告書(第二十七号) 櫻田 勉 印

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
新しい周南を創る会	田辺 雅義	田辺 雅義	周南市原宿町4番4号
うえの正則後援会	植野 正則	植野美知子	岩国市玖珂町6387
大村茂二を励ます会	亀谷 禮二	亀谷 幸治	熊毛郡田布施町大字大波野1245の4
河村龍男後援会	森本 新一	河村 律子	光市中央6丁目20番2号
河村龍夫後援会	坂田 三郎	田中 賢治	防府市西仁井令2丁目23番35号
河村泰輔後援会	秋本 勲	福田 愛子	宇部市相生町4番2号
岸田淳子後援会	岸田 淳子	岸田源太郎	防府市駅南町8番33号
木村きよし後援会	貞平 昇	木村 浩	大島郡周防大島町大字横見866の2
きらめく玖珂をつくる会	植野 正則	吉見 茂生	岩国市玖珂町6387
熊谷鑑之後援会	賀屋 篤郎	熊谷 宏子	防府市佐波1丁目15番2号
合志栄一第一後援会	林 義輔	鍵田 隆司	山口市吉敷3271の4
坂本心次後援会	坂本 心次	小松 京子	周南市大字久米324の51

佐村敏和後援会	佐村 敏和	榎野 一夫	山陽小野田市大字厚狭393
嶋谷俊昭後援会	嶋谷 俊昭	高本 明典	岩国市由宇町5782
白川力後援会	森本 昭二	坂本 薫	美祢郡美東町大字真名446
政治連盟山口県防衛を支える会	三坂壽太郎	林 光男	山口市大内御堀583
泰友会	河村 泰輔	福田 愛子	宇部市相生町4番2号
高杉俊光後援会	高杉 敏也	河村 勇男	山口市古熊町1丁目6番11号
高松いさお後援会	岩本 英樹	高松 智子	周南市飯島町2番15号
武政輝夫後援会(政輝会)	正木 純生	森田 哲夫	大島郡周防大島町大字西安下庄3919の8
手嶋教隆後援会	岡 博	中嶋 良和	岩国市周東町三瀬川928
友弘啓後援会	轟 渡	高橋 一步	光市大字塩田801
長門昇龍会	林 克好	古谷 克巳	長門市油谷向津具下3279の4
中村秀昭後援会	中村 秀昭	中村 清子	周南市社地町5番27号
中村秀昭を支援する会	〃	〃	〃
なわしげ進後援会	清永 鑑一	桑原 芳晴	光市三井1丁目10番15号
早田一十後援会	西田 靖彦	早田 澄江	光市大字三輪753の4
原田洋介後援会	原田 洋介	原田 信	防府市岩畠2丁目10番10号
堀田勝巳後援会	東郷 秀雄	高木 正則	岩国市玖珂町479の1
松永正之後援会	松永 正之	松永 清美	周南市大字大河内2159の2
吉田弘志後援会	吉田 廉	市川 富夫	大島郡周防大島町大字久賀3014の1
和田明信後援会	和田 稔	太田 實	周南市今宿町3丁目23

平成十八年四月十四日印刷  
平成十八年四月十四日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

正誤  
平成十八年三月三十一日山口県条例第三十六号(山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例)



”	七	六	ページ
左から 十から	左から 十一から	左から 一から	行
平成十八年法律第...号	平成十八年法律第...号	平成十八年法律第...号	誤
平成十八年法律第十号	平成十八年法律第七号	平成十八年法律第十号	正